# 令和7年度

一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月策定 令和7年10月変更

野田村住民生活課

### 令和7年度一般廃棄物処理実施計画

### 1 目 的

この計画は、野田村内における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項により、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものです。

### 2 計画区域

野田村全域(計画人口 4,143人、面積80.80 km²)

※ 数値は久慈広域連合集計実績値及び久慈広域連合一般廃棄物処理基本計画(本編・資料編)(令和3年3月策定)より引用

### 3 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 4 処理実施計画

### (1) ごみの排出量見込み

(単位: t)

区分		令和7年度 排出量(見込)	令和6年度 排出量(実績)	令和5年度 排出量(実績)
燃えるごみ		1, 124.93	953.96	990.64
烧	然えないごみ	43.44	49.52	51.88
		9.49	7. 93	8. 71
	びん類	32.85	26.85	27.03
資源物	発砲・PET	10.22	9. 91	10.70
	<b>新類</b>	58.40	43.90	50.04
	プラスチック製 容器包装	13.51	13.01	13.70
資源物計		124.47	101.60	110.18
合計		1, 292.84	1, 105.08	1, 152.70

### (2) ごみの資源化・減量化計画

## ア 総ごみ量の減量化

- ・ ごみを減らし、ものを修理し、再生して大切にし、できるだけ長く繰り返し使う生活習慣の 促進及び普及を図ります。
- ・ 関係団体等と連携し、コンポストや生ごみ処理機の購入費補助などの普及啓発事業を実施す

ることにより、生ごみの排出抑制に努めます。

- 事業所から発生する全てのごみについて、事業者としての社会的責任の下、自己処理の原則 を遵守し、自ら排出しているごみの量を把握するとともに、適正な処理と減量化が行われるよう 十分な対策を講じます。
- 多量排出事業者については、廃棄物減量計画の作成等による計画的な減量に取り組むととも に、一層の分別や先進のリサイクルシステムの導入について検討します。

### イ 再生利用の向上

- ・ 資源物の分別収集を継続するとともに、使用済み小型家電、古着の回収ボックスを有効に活 用した取り組みを検討します。
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行されたことを 受け、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクル実施に向け、久慈広域連合及び構成市町村と協 議を進めます。
- ・ 中間処理した焼却灰の一部は、セメントの原料としてリサイクルするため、民間のセメント 原料化施設へ処理を委託します。

### (3) し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み

(単位: k 1) 令和5年度 令和7年度 令和6年度 区分 排出量(見込) 排出量(実績) 排出量(実績) し尿 1, 058.50 906.75 953.45 浄化槽汚泥 584.00 451.70 495.10 合計 1, 642. 50 1 3 5 8 . 4 5 1, 448. 55

### 5 収集・搬入計画

### (1) 廃棄物の分別及び排出方法

### ア 家庭系ごみ

分別区分	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式
燃えるごみ	生ごみ類(台所ごみ)、紙類(資源物を除く)、ゴム、革製品類、木、草類、布、繊維、プラスチック類で焼却処理が適当なもの	週1回~ 週2回		
燃えないごみ	金属類(ポット、ヤカン、鍋等)、びん類(資源物を除いたもの)、小型家電製品(回収ボックスの20cm×40cmの投入口に入らないもの。エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目を除く)、ガラス・陶磁器類(茶碗、皿等)等で破砕処理が可能なもの	月1回	指定袋	ごみステ ーション

	空き缶	スチール缶、アルミ缶(共に飲料に限る)		指定袋	
	ペットボトル	PET1 マークのついているボトル		相足教	
	発砲スチロ ール	電気製品の緩衝材を除く魚箱等		指定袋かひ もで束ねる	
	びん類	飲料用のびん、食糧保存のびん、 薬のびん、ジャム等調味料のびん		指定袋	
	プラスチッ ク製容器包 装	プラマークのついたプラスチック製の容器包装類(洗剤、調味料に使用されたボトル・チューブ類は除く)	月2回	指定袋	ごみステ ーション
	紙パック	牛乳、コーヒー、ジュース、酒、 焼酎等飲料用のパック(アルミニ ウムが使用されていないもの)		ひもで十字	
咨	段ボール	段ボール		に束ねる	
資源物	新聞紙	新聞紙・広告チラシ			
物	雑がみ	雑誌・本・カタログ・紙箱・封筒・ ハガキ・コピー用紙・包装紙など の紙類全般		上記の他、 雑誌に挟 む・紙袋に 入れる	
	使用済小型 家電 (「燃え ないごみ」と して回収)	家電4品目を除く使用済小型家電(電話機等、携帯電話等、ラジオ、デジタルカメラ等、デジタルオーディオプレーヤー、パーソナルコンピューター、磁気ディスク装置等、電子書籍端末、電子式卓上計算機、ヘルスメーター、フィルムカメラ、ヘアドライヤー等、電子時計等、ゲーム機、これらの付属品)		_	ボックス 回収 直接搬入
	古着	衣類全般、服飾雑貨、バッグ		_	ボックス 回収又は 直接搬入
可燃	性粗大ごみ	机、イス、畳、ベッド等 60cm× 100cm 以上又は1袋1束の重 量が 20kg 以上のもの 机、イス、ベッド (金属製)、自転	_	_	直接搬入
不燃性粗大ごみ		車等 60cm×100cm 以上又は 1 袋 1 束の重量が 20kg 以上のもの			

自己搬入できないもの	コンクリートくず、レンガ、瓦、 ガスボンベ、消火器、ペンキ、タイヤ、オイル、ガソリン、灯油、 シンナー類、薬品類、農薬、土土、 東ストッテリー、ドラル、ボード、 原材、耐火ボード、汚泥、新用機、 で、焼却炉、農機、自動販売機、プリングを外し、燃えると燃く)、 は、ストッカー、からと燃く)、 は、ストッカー、と燃く)、 は、スリングを外し、燃えるのを除く)、 は、大きのに区分したものを除く)、 、大きのに区分したものを除く)、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのにとが、 、大きのに、 、大きの、 、大きのに、 、大きのに、 、大きのに、 、大きのに、 、大きのに、 、大きのに、 、大きのに、 、大きのに、 、大きの、 、 、大きの、 、 、 、大きの、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	_	_	販廃理指場 店物者引 小処・取
家電リサイクル法 などの対象物	テレビ (ブラウン管・液晶・プラ ズマ)、洗濯機・衣類乾燥機、冷 蔵庫・冷凍庫、エアコン			

※ 在宅医療廃棄物について、鋭利な物(針等)は医療機関等へ持ち込み、それ以外の非鋭利な物については収集を行うこととします。

また、事業系ごみについては、事業主が独自で処理するものとし家庭系ごみ集積所に排出することがないよう様々な機会を捉え周知徹底を図るものとします。

### イ 事業系ごみ

種	類	排出方法	収集運搬方法	処理方法
事業活動に伴って発生する一般廃	事業者が自ら 廃棄物処理施 設に搬入する 場合		事業者が自ら、廃棄物処理施設へ運搬	焼却、埋 立及び資
乗物	一般廃棄物収 集運搬業者が 搬入する場合	一般廃棄物収集運搬 業者との契約に基づ き排出	一般廃棄物収集運搬業 者が収集運搬	源化

### ウ 動物の死体については、次のとおりとします。

種	類	排出方法	収集運搬方法	処理方法
動物の	死体		直接搬入(ただし、村道の場合のみ随時収集)	焼却

### (2) 収集日程

収集日程は、燃えるごみについては毎週 $1\sim2$ 回、燃えないごみについては毎月1回、資源物については毎月2回、可燃・不燃性粗大ごみは年2回の割合で計画的に行います。

なお、夏季に限り、村内全地区燃えるごみの収集を週2回行います。

# (3) ごみ集積所(箇所数)

地区名	集積所箇所数
野田	5 8
玉 川	1 1
合 計	6 9

# (4) ごみの収集運搬及び処理主体

種類	収	集・運搬	処 分
家庭系ごみ	自 己 搬	入	久慈地区ごみ焼却場
	委託業者	(有)野田衛生社	ル 粗大ごみ処理場 ル 再資源化処理場
事業系ごみ	自 己 搬	入	" 最終処分場
尹未ボーか	許可業	: 者	又は引き渡し業者等

### (5) し尿処理等

種	類	収集運搬	収集方法	処 分
L	尿	委託業者による個別有料収集	バキューム式収集運	久慈地区汚泥再生処理
浄化標	曹汚泥	許可業者により年1回以上	搬車による戸別方式	センター

### 6 処理施設の概要

# (1) 燒却処理施設

施設名	所 在 地	処理能力	備考
久慈地区ごみ焼却 場	久慈市夏井町大崎第3地割 95番地	120 t ∕24h	設置者: 久慈広域連合

# (2) 再資源化処理施設

施 設 名	所 在 地	処理対象	備考
久慈地区再資源化 処理場	久慈市夏井町鳥谷第4地割 23番地6	缶・びん・発砲スチ ロール・ペットボト ル・紙類	設置者: 久慈広域連合
洋野リサイクルセ ンター	九戸郡洋野町種市第51地割72番地4	プラスチック 製容器包装	設置者:(株)ノブタ興業

# (3) 粗大ごみ処理施設

施 設 名	所 在 地	処理能力	備考
久慈地区 粗大ごみ処理場	久慈市夏井町鳥谷第4地割 23番地6	30 t ∕5 h	設置者: 久慈広域連合

### (4) 最終処分場(埋立施設)

施 設 名	所 在 地	処理能力	備考	•
久慈地区 最終処分場	久慈市夏井町鳥谷第4地割 23番地6	73, 024 m³	設置者:久慈広域連合	

### (5) し尿処理施設

施設名	所 在 地	処理能力	備考	
久慈地区汚泥再生 処理センター	九戸郡洋野町中野第7地割 30番地10	105 k l / 日	設置者: 久慈広域連合	

### (6) 公共下水道等

施設名	処理人口(人)	処理区域
公共下水道人口	2, 049	
農業集落排水施設人口	3 9 0	米田・玉川地区
漁業集落排水施設人口	1 2 4	下安家・中沢地区
小 計	2, 563	
合併処理浄化槽人口	3 4 3	上記の地区以外
合 計	2, 906	

※令和7年3月末現在

### 7 廃棄物由来エタノール製造実証施設への一般廃棄物供給

廃棄物からエタノールを製造する実証試験のため、野田村内で発生した一般廃棄物(ごみ集積場から 収集する家庭系ごみ)を積水バイオリファイナリー(㈱に提供します。

事業実施主体	所	在	地	備考
積水バイオリファ イナリー株式会社	久慈市侍; 54番地1	浜町本町	「第9地割	処理量:140 t /週 一般廃棄物の提供期間:令和4年2月から令和9 年3月まで 供給方法:久慈広域連合が収集運搬を委託する業 者が集積場から当該施設に運搬する。

### 8 一般廃棄物の広域処理(村内搬入・村外搬出)

最終処分場の延命化及び再生利用の推進を図るため、令和7年度から焼却灰及び固化飛灰の一部を 民間処分場へ搬出及び民間施設においてセメント原料化の方法で処理を行います。

一般廃棄物の村内搬入及び村外搬出については、法第6条第3項に基づき、関係を有する自治体等と の調和を図りながら、適切に処理を行います。

#### 9 広報・啓発活動

- (1) ごみ減量・リサイクル推進等に関する情報提供等
  - ア 「保存版家庭ごみの分別収集計画表」を更新し全戸配布を行います。
  - イ 広報のだ及び行政連絡員を通じた文書の回覧・配布による環境関連情報の提供や普及啓発を行います。
  - ウネットで利用できるのだむら「ごみの分別」ページを適宜更新し、分別方法の周知を図ります。
  - エ 野田村のごみ分別ガイドブックを更新し、分別方法の周知を図ります。
  - オ 家庭や地域における定期的な清掃活動の奨励を行います。
  - カ 不法投棄の監視活動を行い、適正処理の推進を図ります。

### (2) 環境学習の充実及び支援

- ア 児童、生徒及び村民等の環境学習の場の充実に努め、環境意識の向上を図ります。
- イ 地区衛生班及び関係団体等に対し、事業促進のための情報提供を行います。
- (3) ごみの減量・リサイクル等推進事業の導入及び環境活動への参加促進
  - ア 野田村衛生班連合会との密接な連携による、ごみ減量化や不法投棄対策、環境美化活動を引き続き き実施し、美しいむらづくりを推進します。
  - イ ごみ集積場整備事業補助を継続し行います。
- (4) 生活排水の適正処理に関する情報提供等
  - ア パンフレット、チラシ及び広報等を活用し、適正な生活排水処理の意識高揚を図ります。
  - イ 生活排水処理施設整備事業の計画的な事業推進を図ります。